

証券コード 4512

(発送日) 2025年6月3日

(電子提供措置の開始日) 2025年5月23日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町二丁目2番2号

わかもと製菓株式会社

代表取締役社長 五十嵐 新

第130回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第130回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますのでお手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2025年6月23日（月曜日）午後5時30分までに行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | | |
|------------------------|---|--|-------------|
| 1. 日 | 時 | 2025年6月24日（火曜日）午前10時 | （受付開始：午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 東京都中央区八重洲1丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 3階 Room 1・2・3
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。） | |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 第130期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 | |
| 決議事項 | | | |
| ＜会社提案（第1号議案から第3号議案まで）＞ | | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 | |
| 第2号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 | |
| 第3号議案 | | 監査等委員である取締役3名選任の件 | |
| ＜株主提案（第4号議案）＞ | | | |
| 第4号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件
株主提案（第4号議案）に係る議案の要領は、「株主総会参考資料」に記載のとおりであります。 | |

4. 議決権行使にあたってのご注意

本株主総会におきましては、前記のとおり株主提案がなされております。その内容は後記の株主総会参考資料に第4号議案として記載しておりますが、取締役会としては本議案に反対しております。

5. 電子提供措置に関する事項

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.wakamoto-pharm.co.jp/>



（上記のウェブサイトアクセスのうえ、「投資家情報」「IR情報」を順に選択して、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4512/teiiji/>



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「わかもと製薬」または「コード」に当社証券コード「4512」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR書類」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



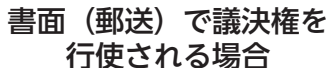
株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

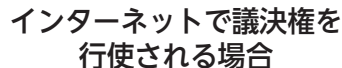
2025年6月24日（火曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時）



議決権行使書用紙に議案に対する賛否
をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個 ○○○○○ 御中 ××××年 ×月××日 _____ _____ _____ _____ _____ _____ ○○○○○○○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; height: 40px;"></td> <td style="width: 10%; height: 40px;"></td> <td style="width: 10%; height: 40px;"></td> <td style="width: 10%; height: 40px;"></td> <td style="width: 10%; height: 40px;"></td> <td style="width: 10%; height: 40px;"></td> <td style="width: 10%; height: 40px;"></td> <td style="width: 10%; height: 40px;"></td> <td style="width: 10%; height: 40px;"></td> <td style="width: 10%; height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ ▶ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 1. _____ 2. _____ 3. _____ 4. _____ スマートフォン用 議決権行使 ウェブサイト ログインQRコード 見本 ○○○○○○○																				

※議決権行使書用紙はイメージです。

●こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印

- 一部の候補者を
反対する場合
- 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

第4号議案（株主提案）

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

当社取締役会は、株主提案の議案に反対しております。

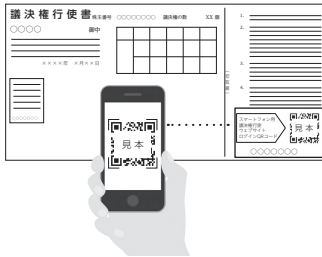
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

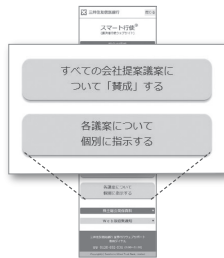
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

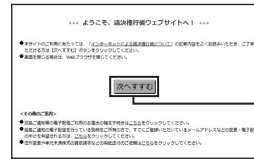
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

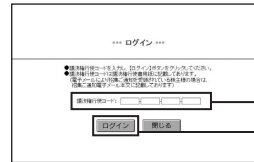
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞

第１号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第130期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金３円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は104,118,819円になります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年６月２５日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員が任期満了により退任となります。つきましては、経営体制の効率化を図るため、1名減員し、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から、3名の独立社外取締役を含む指名報酬委員会での審議を経て取締役会において決定されており、候補者およびその選任プロセスは適切である旨の意見を得ております。また取締役の報酬等につきましても、同指名報酬委員会での審議を経て取締役会において決定されており、報酬等および決定プロセスは妥当である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株 式 数
1	い が ら し あ ら た 五十嵐 新 (1958年11月19日生)	1981年 4 月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ フィナンシャルグループ）入行 2005年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行 クレジットエンジニアリング部長 2008年 4 月 同行 営業第14部長 2010年 5 月 当社に入社（理事） 2010年 7 月 総務・広報部長 2011年 4 月 経営企画室長兼総務部長 2011年 6 月 取締役 2012年 6 月 常務取締役 2014年 4 月 経営企画室長 2017年10月 経営企画室長兼経理部長 2018年 4 月 経理部長 2018年 6 月 管理本部長兼経理部長 2019年 6 月 専務取締役 2020年 4 月 管理本部長 2022年 4 月 代表取締役社長（現在） (担当) 内部監査室、秘書室、お客様相談室	58,600株
【選任理由】 金融機関において営業・管理等幅広く豊富な経験を有しており、2011年に当社取締役に就任後、2012年から常務取締役、2019年から専務取締役、2022年からは代表取締役社長を務めており、当社の経営全般を担っております。今後も取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数
2	さとう きみひこ 佐藤 公彦 (1965年9月17日生)	1988年 4 月 当社に入社 2003年10月 東京医薬部 新薬二課長 2005年 4 月 札幌営業所長 2008年 1 月 営業本部 医薬事業部長 2010年 4 月 東京医薬第一部長 2010年10月 営業本部 医薬事業部長 2013年 4 月 医薬事業部長（理事） 2014年 4 月 薬粧事業部長（理事） 2014年 6 月 取締役 薬粧事業部長 2016年 4 月 取締役 人事部長 2017年 6 月 上席執行役員 人事部長 2019年 6 月 取締役 人事部長 2021年 4 月 取締役 経営企画室長兼人事部長 2022年 4 月 取締役 管理本部長兼人事部長 2023年 4 月 取締役 管理本部長兼ヘルスケア事業本部 長 2024年 6 月 常務取締役 ヘルスケア事業本部長（現在）	30,600株
		【選任理由】 主に当社の医薬及びヘルスケアの営業部門を経て2019年から取締役に就任しております。豊富な経験を活かし業務執行の役割を十分に果たしてまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数
3	ひらい ゆうこう 平井 友行 (1965年10月9日生)	1989年 4 月 日本興業銀行入行（現 株式会社みずほフ ィナンシャルグループ）入行 2002年 4 月 興銀第一ライフ・アセットマネジメント株 式会社（現 Asset Management One 株式会社）業務開発グループリーダー部長 2005年 4 月 千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究 科助教授 2005年10月 みずほコーポレート銀行 証券部調査課長 2007年10月 同行 グローバルオルタナティブインベス トメント管理部参事役 2009年 4 月 千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究 科教授（2018年3月まで） 2010年 4 月 みずほコーポレート銀行 アセットマネジ メント業務管理部次長 2013年 1 月 みずほ証券 投資銀行グループディレクター 2016年 4 月 同社 金融公共本部マネージングディレク ター 公共セクターセクター長 2018年 4 月 同社 金融公共本部副本部長 2021年 6 月 西部石油株式会社 取締役 2023年 4 月 当社入社（理事） 2023年11月 総務部長兼広報室長 2024年 1 月 経営企画室長兼総務部長兼広報室長 2024年 4 月 経営企画室長兼総務部長兼サステナビリテ ィ推進室長 2024年 6 月 常務取締役 管理本部長兼経営企画室長兼 サステナビリティ推進室長兼総務部長 2024年12月 常務取締役 管理本部長兼経営企画室長兼 サステナビリティ推進室長兼総務部長兼法 務部長 2025年 4 月 常務取締役 管理本部長兼経営企画室長兼 サステナビリティ推進室長兼コンプライア ンス推進室長兼広報室長兼総務部長兼法務 部長（現在）	3,400株
【選任理由】 金融機関に勤務したことによる、豊富な経験、幅広い見識と共に、会社経営での実務経験を有してお ります。加えて、会計専門職大学院の教員を13年間に亘り務め、会計ファイナンス分野における専門 的知見も有しております。2024年に常務取締役に就任後は管理部門を統括するとともに経営企画の 立案等重要事項の意思決定の役割を果たしてきたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行 できる人材と判断し、取締役候補者いたしました。			

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数
4	か さい ひろよし 葛西 洋芳 (1968年4月14日生)	1994年 4 月 当社に入社 2007年 6 月 相模研究所 薬理・安全性研究室長 2012年 4 月 医薬開発部長 2014年 1 月 医薬開発統括部長 2016年 4 月 相模研究所 副所長 2016年 7 月 相模研究所 副所長（理事） 2016年10月 開発統括部医薬事業開発部長（理事） 2017年 4 月 医薬開発統括部長（理事） 2017年 6 月 執行役員 医薬開発統括部長 2019年 8 月 執行役員 医薬開発本部長兼医薬開発部長 2022年 6 月 取締役 医薬開発本部長兼医薬開発部長 2023年 4 月 取締役 医薬開発本部長兼医薬開発部長兼 製品戦略部長兼情報提供活動監督室長 2024年 4 月 取締役 医薬開発本部長兼医薬開発部長 （現在） （担当） 相模研究所、情報提供活動監督室	19,400株
		【選任理由】 業務経験を通じて、医薬品の研究開発全般に精通しており、部門組織長としての組織マネジメント経験も豊富であります。2022年に取締役就任後は医薬開発部門を管理・監督しており、今後も取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株 式 数
5	たにぐち まこと 谷口 誠 (1967年5月8日生)	1992年 4 月 当社に入社 2005年 7 月 相模大井工場総務課長 2006年 5 月 生産企画部生産企画課課長 2009年 9 月 生産企画部次長 2011年 4 月 生産企画部長 2012年 2 月 相模大井工場製造部長 2016年10月 相模大井工場長 2018年 6 月 執行役員 相模大井工場長 2021年 4 月 執行役員 生産本部長兼相模大井工場長 2024年 6 月 取締役 生産本部長兼相模大井工場長（現在）	13,600株
【選任理由】 業務経験を通じて、品質・製造管理・生産技術全般に精通しており、部門組織長としての組織マネジメント経験も豊富であります。2024年に取締役就任後は生産本部を管理・監督しており、今後も取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者いたしました。			

- (注)
- 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である平田晴久氏、恵島克芳氏及び桑原育朗氏は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役 3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株 式 数
1	ひら た はるひさ 平田 晴久 (1956年10月20日生)	1979年 4 月 当社に入社 1996年 4 月 醗酵研究室長 2001年 6 月 醗酵研究室長兼ヘルスケア研究室長 2003年 4 月 相模研究所 副所長 2007年 6 月 相模研究所長 2009年 6 月 取締役 2013年 4 月 医薬開発部門担当 2014年 1 月 薬事・信頼性保証部長 2017年 6 月 当社取締役（常勤監査等委員）（現在）	80,200株
	【選任理由】 長年にわたり研究部門の業務に携わり、2009年から取締役を務めております。その後薬事・信頼性保証部長も務めており、当社の事業内容について深く精通しております。その豊富な経験や実績から、当社業務執行状況の監督等に適任と判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といいたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	え じま かつよし 恵島 克芳 (1953年12月29日生)	1977年 4 月 株式会社第一勧業銀行入行 2002年 4 月 株式会社みずほ銀行 人事部副部長 2004年 4 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 執行役員与信企画部長 2006年 3 月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員コンプライアンス統括グループ統括役員兼審査グループ統括役員 2008年 4 月 株式会社みずほ銀行 常務執行役員審査部門担当 2009年 6 月 みずほインバスターズ証券株式会社 取締役社長 2013年 1 月 みずほ証券株式会社 取締役副社長兼副社長執行役員 2014年 4 月 同社 常任顧問 2016年 1 月 株式会社日本ハウスホールディングス 社外取締役（現在） 2016年 6 月 当社社外監査役 2017年 6 月 当社取締役（監査等委員）（現在） 2020年 6 月 日本土地建物株式会社 顧問	一株
【選任理由及び期待される役割の概要】 長年にわたり金融機関において、コンプライアンス、審査及び営業の要職を歴任し、その豊富な経験に基づく見識を有しております。また、2016年から社外監査役、2017年からは社外取締役として、その経験や見識をもとに様々な角度から監査を行い、経営の健全性、適格性の確保に努めて頂いております。さらに会社経営の経験を有していることから、その経験を活かして当社の経営全般についての助言・提言が期待され、当社の監督等を行うのに適任と判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			
3	くわはら いくろう 桑原 育朗 (1956年8月14日生)	1987年 4 月 弁護士登録（東京弁護士会）斉藤一好法律事務所入所 1993年 6 月 寺井一弘法律事務所入所 2006年 4 月 東京弁護士会 平成18年度監事（非常勤） 2010年 1 月 桑原法律事務所（現桑原・池田法律事務所）開設（現在） 2010年 8 月 東京都弁護士国民健康保険組合 監事（非常勤） 2023年 6 月 当社取締役（監査等委員）（現在）	一株
【選任理由及び期待される役割の概要】 弁護士としての豊富な経験と専門的な知識を有しております。2023年から社外取締役として、その経験や見識をもとに様々な角度から監査を行い、企業経営の健全性、適格性の確保とコンプライアンス経営の推進についての助言・提言が期待され、当社の監督等を行うのに適任と判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- (注)
- 1.各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
 - 2.恵島克芳氏及び桑原育朗氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3.恵島克芳氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。なお、恵島克芳氏は過去に、当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
 - 4.桑原育朗氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 - 5.当社は、平田晴久氏、恵島克芳氏及び桑原育朗氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度としており、平田晴久氏、恵島克芳氏及び桑原育朗氏の再任が承認された場合には、三名との間で当該契約を継続する予定であります。
 - 6.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - 7.当社は恵島克芳氏及び桑原育朗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が選任された場合は、両氏を独立役員とする予定であります。

(ご参考)

取締役会につきましては、それぞれの役割・責務に応じた多様な分野の知見、専門性、経験等を備えたバランスのとれた構成としております。また、当社は執行役員制度を導入しており、業務の執行を委任しております。本定時株主総会において、第2号議案及び第3号議案が原案通り承認された場合における各取締役及び執行役員が備える専門性や経験等は次の通りです。

		社外 独立	企業 経営	販売・ マーケティング	グローバル	研究 開発	生産・ 品質保証	財務 会計	資本 市場	法務・ リスク管理	人財
取 締 役	五十嵐 新		○					○	○	○	○
	佐藤 公彦			○							○
	平井 友行		○		○			○	○		○
	葛西 洋芳					○					
	谷口 誠						○				
監 査 等 委 員	平田 晴久					○	○			○	
	恵島 克芳	○	○					○	○	○	○
	桑原 育朗	○								○	
	樋川 加奈	○						○			
執 行 役 員	山崎 登		○	○							
	小池 瑞穂							○			
	林 博章						○				
	茂利 憲一			○	○						
	木村 茂雄			○							

招集・通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

＜株主提案（第4号議案）＞

第4号議案は、株主さまからのご提案によるものであります。

取締役会としては、後述のとおり株主提案に反対いたします。

なお、議案の内容及び提案の理由は原文のまま記載しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

[提案の内容]

取締役1名（候補者：松橋理）を選任する。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
まつはし さとる 松橋 理 (1986年7月27日生)	2009年 4 月 日本生命保険相互会社入社 2014年 4 月 Nippon Life Schroders Asset Management Europe Limited 出向 2018年 4 月 株式会社ストラテジックキャピタル入社 2022年 9 月 株式会社ナナホシマネジメント 代表取締役（現在） 2023年 1 月 Nanahoshi Management (UK) Ltd. Director（現在） (重要な兼職先の状況) Nanahoshi Management (UK) Ltd. Director	一株
【選任理由】 松橋理氏（以下「候補者」といいます。）は、提案株主の代表取締役であり、日本・欧州株式アナリスト及びファンドマネージャーとしての経験に加え、アクティビストとして株主価値向上を目的とした経営陣との対話をはじめとする各種キャンペーンにも従事し、これらを通じて培った豊富な経験と幅広い見識を有しています。また、候補者は、投資家としての知見に加え、日本及び英国での起業経験を有し、国際的な視野と起業家精神を兼ね備えています。さらに、複数の海外ESG資格に裏打ちされた環境・社会問題への高い関心を背景に、ESGの観点から株式資本コストの低減を通じ、日本企業への株主価値向上の働きかけを積極的に行っています。 こうした資質を踏まえ、当社の更なる成長、株式市場における当社の評価改善に貢献するものと確信し、非常勤の取締役候補者となりました。		

- (注)
1. 候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。
 2. 候補者は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、原案どおり候補者が選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として同取引所に届け出る予定であります。
 4. 候補者が代表取締役を務める株式会社ナナホシマネジメントは、2025年3月31日現在で当社株式を116,000株保有しています。

【提案の理由】

本提案の経緯として、2024年12月、提案株主は当社に対し、候補者を会社提案の取締役候補者として推薦しました。しかし、2025年4月18日現在、当社から審議のための面談や候補者に関する書類提出の要請は一切ありません。このため、当社に当該候補者の選任を会社提案議案として上程するご意向がないと判断し、株主提案として選任議案を提出するに至りました。

候補者の取締役就任後は、2023年11月より再三指摘しているとおり、資本コストの観点から、赤字が累積する医薬事業や時価総額の約3割に相当するコレド室町関連の賃貸等不動産の保有の見直し等が期待されます。また、形骸化した指名報酬委員会の実効性を高める役割にも期待できます。

なお、提案株主は、当社の足元の株価上昇は需給要因によるものであり、現経営陣が取締役の責務として株主価値向上に取り組んだ結果とは評価し難いと考えています。



キャンペーンサイト

【当社取締役会の意見】

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

なお、当社では、取締役の候補者等の決定プロセスに関する透明性と客観性の確保を目的として、委員長及び過半数が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会を設置しており、取締役候補者の選定については同委員会からの助言・提言を踏まえ、取締役会において決定しております。同委員会は、本株主提案に係る候補者を取締役として選任する必要はないと判断しており、それを踏まえ、取締役会も上記の結論に至っております。

【反対の理由】

当社は、中期経営計画に定める資本収益性の確保に向けた成長戦略の策定と実行を進め、着実な成長に伴う株価向上にまい進してまいりました。

当社が提案する取締役会の構成は、当社取締役として必要となるスキルの観点（15頁ご参照）から最もバランスのとれた構成であり、上記中期経営計画の達成に向けた経営の執行の監督、当社の企業価値の持続的な向上に資するものと考えております。

松橋氏は「企業経営、資本市場」に知見を有する者と推測しておりますが、当社が提案する社外を含めた取締役候補者には、「企業経営、資本市場」の知識・経験を有し、かつ、当社の事業領域について精通した候補者が複数おります。また、同氏との対話や株主提案を通じて得られたご意見等を踏まえ、当該候補者を取締役として選任する必要はないと当社取締役会は判断しています。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

事業報告

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

1 会社の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度において売上高は、医薬事業における製品供給停止の影響等による減少がありましたが、既存後発医薬品等の増加、グローバル事業における国内用乳酸菌原料等の増加により、77億8千9百万円と前年同期に比べ、5千1百万円増加しました（前年同期比0.7%増）。売上総利益は36億2千2百万円と前年同期に比べ、2千2百万円増加しました（前年同期比0.6%増）。

一方、販売費および一般管理費は医療機器販売に向けた費用や人件費等の増加により、40億8千万円と前年同期に比べ2億8千5百万円増加しました（前年同期比7.5%増）。

以上の結果、営業損失4億5千7百万円、経常損失4億9百万円、投資有価証券売却益を4億9千1百万円、法人税等調整額を△7千4百万円計上したため、当期純利益6千4百万円（前年同期比40.9%減）となりました。

セグメント別の事業概況は以下の通りであります。

医薬事業

医薬事業では、医療機関や卸への医療用医薬品の適正使用の推進と副作用関連の情報提供を推進してまいりました。また、MRの活動量、卸との連携をより一層強化し、既存の後発医薬品、体外診断用医薬品の売上伸長に努めてまいり、薬価改定の影響、10月からの長期収載品の選定療養の施行等がありましたが、「カルテオロール塩酸塩LA点眼液」、「ヒアルロン酸Na点眼液0.1%」、「リノロサル眼科耳鼻科用液」、新発売しましたタフルプロスト点眼液「わかもと」の売上が増加いたしました。一方で、製品供給停止の影響により「マキュエイド眼注用40mg」、流行性角結膜炎の減少により体外診断用医薬品「キャピリア アデノ アイNeo」等の売上が減少しました。その結果、売上高は34億7千3百万円（前年同期比2.4%増）となりました。

ヘルスケア事業

ヘルスケア事業では、SNSを中心とした広告宣伝と女性の健康課題をテーマとしたセルフ

メディケーションの啓蒙活動を行い、女性特有の悩みに寄り添うことを目的とした「フェミフロア」の売上が増加しました。「強力わかもと」は国内既存顧客の減少に対し、95周年キャンペーンに合わせて動画広告、WEBディスプレイ広告等を実施し、壮年期世代の認知獲得、需要の掘り起こしを行ってまいりました。一方、市場における一時的な在庫調整による影響やインバウンド需要がモノからコトへ移行しつつあった事もあり、売上が減少しました。その結果、売上高は23億4千5百万円（前年同期比4.4%減）となりました。

グローバル事業

グローバル事業では、台湾などアジア圏での「強力わかもと」の販売に加え、欧米、アジア圏におけるライセンスイン・アウトの活動、中国越境ECの拡大、乳酸菌事業の拡大に努め、海外事業は売上が増加しました。また、国内事業は在庫調整等の影響で診断薬、点眼薬の売上が減少しましたが、問題解決型の営業手法により注力した活動を行った乳酸菌事業におきまして売上が増加しました。その結果、売上高は17億8千8百万円（前年同期比4.1%増）となりました。

不動産賃貸業

不動産賃貸業の主たる収入はコレド室町関連の賃貸料であります。店舗収入が増えた影響により増加いたしました。その結果、売上高は1億8千2百万円（前年同期比4.8%増）となりました。

研究開発につきましては、医薬関連では、今までの培った経験を活かし、眼科領域における新医薬品、後発医薬品、医療機器の開発に取り組みました。新医薬品ではアンメットニーズに応えるべく、未承認薬や適応外使用薬の開発に注力しました。また、ライセンス導入の機会を増やすべく、他社企業、ベンチャー企業、アカデミアなどへのアプローチにも注力しました。また、ヘルスケア関連では、胃腸ケア商品、オーラルケア商品、アイケア商品、フェムケア商品を開発領域とし開発に取り組むと共に、乳酸菌や麹菌の新規作用の探索に注力しました。

- ② 設備投資及び資金調達の状況
当事業年度の設備投資額(工事ベース)は、5億7千6百万円であります。その主なものは、工場設備の更新等であります。また、資金調達について特記すべき事項はありません。
- ③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ④ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第127期 (2022年3月)	第128期 (2023年3月)	第129期 (2024年3月)	第130期 (当事業年度) (2025年3月)
売 上 高 (千円)	8,383,145	8,660,379	7,738,426	7,789,462
当 期 純 利 益 (千円)	238,543	138,256	108,959	64,440
1株当たり当期純利益 (円)	6.87	3.98	3.13	1.85
総 資 産 (千円)	14,953,435	15,711,553	15,421,054	15,002,709
純 資 産 (千円)	11,480,803	11,906,669	12,026,073	11,610,351
1株当たり純資産 (円)	330.79	343.06	346.50	334.53

(注) 第127期の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を適用しており、第127期以降の売上高については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は昨年経営理念を刷新すると共に、経営理念を実現するためのマテリアリティ（重要な経営課題）を特定し、事業戦略・財務戦略・サステナビリティ戦略を立て、経営戦略の骨子として、「2024-2028年度中期経営計画（Wakamoto 100—承継と挑戦—）」を策定いたしました。

この中期経営計画を遂行する事が当社の企業価値の持続的な向上につながると考えています。中期経営計画においては、資本コストを上回る資本収益性の確保に向けた成長戦略の策定と実行が必要不可欠と考えています。計画副題の「承継と挑戦」は、当社の長年の事業経験、会社人財、営業資産をはじめとする経営資源を活かしながら、新しい挑戦を行おうとする当社の決意そのものであります。数値目標としては、2028年度を最終年度として、ROE 8.0%以上を掲げております。資本市場から要望のあるPBR 1倍問題については、ROE引き上げを図ることにより1倍以上の達成を企図しております。

事業戦略の骨子としては、以下の通りとなります。

医薬事業は眼科領域のスペシャリティーファーマとして医薬品、医療機器、健康食品の製造販売に取り組んでおります。我が国初となる優れた眼内レンズ（WP-2011）を導入し、医薬事業のうちで医療機器事業を新規展開してまいります。併せて、周術期薬剤（WP-1108）の早期承認、発売を目指し、眼内レンズ販売とのシナジー効果を高めてまいります。

ヘルスケア事業では、主力事業である「強力わかもと」、Wakamotoブランド商品の製造販売を行っております。インバウンド需要や新たな海外展開へ対応するため、強力わかもとの生産ラインへの設備投資を行い生産能力を高め、安定供給の体制を構築いたします。Wakamotoブランドを活用したフェムケア商品をはじめとした女性に寄り添ったコンセプト商品を開発し、お客様のアンメットニーズの探求や課題解決に連動した商品の企画開発を行います。

グローバル事業では、アジア各国での販売、越境ECを通じたWakamotoブランド商品のグローバル展開を図ってまいります。当社乳酸菌を用いたプロバイオティクス製品を台湾の健康食品市場に投入する等乳酸菌事業の拡大を行います。また、「強力わかもと」で培ったブランドを活用して中国越境ECを拡大し、インドネシアにて強力わかもとの販売を開始、東南アジアでの

展開の足掛かりを築きます。

生産体制としては、「強力わかもと」の設備投資計画の適切な推進を行い、生産技術の向上、工場の設備配置改善、インフラ強化等、これまで以上に効率的で安定生産が可能な体制を構築してまいります。

品質管理体制としては、近年、品質管理と安定供給に対する社会的要請が非常に高まっており、安全で高品質な製品を安定的に供給する体制の管理は最優先するべきものと考えております。今後も安定した品質管理を行えるよう体制の維持・強化に努めてまいります。

詳細につきましては、当社ホームページに掲載しております中期経営計画をご参照ください。

<https://www.wakamoto-pharm.co.jp/ir/plan/>



(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

- ① 医薬事業：医療用医薬品・医療機器及び健康食品の製造・販売
- ② ヘルスケア事業：一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品の製造・販売
- ③ グローバル事業：輸出品の製品の製造・販売、ライセンスイン・アウトの活動、
医薬品原料、中間製品、他製薬会社への製品の製造・販売
- ④ 不動産賃貸業：不動産賃貸料他

(6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

本 社 ：東京都中央区日本橋本町二丁目2番2号

支 店 ：札幌支店、仙台支店、東京支店、名古屋支店、大阪支店、広島支店、福岡支店

工 場 ：相模大井工場（神奈川県）

研究所 ：相模研究所（相模大井工場内）

(7) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
286(118)名	12名増	44.1歳	17.6年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数（嘱託、パートタイマー、派遣社員等）は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

(単位:千円)

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社みずほ銀行	100,000
合 計	100,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 120,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 34,838,325株 |
| (3) 株主数 | 8,602名 |
| (4) 大株主(上位10名) | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率(%)
ロート製薬株式会社	3,971	11.44
キッセイ薬品工業株式会社	3,778	10.88
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC	2,617	7.54
株式会社ブレストシーブ	2,500	7.20
わかもと製薬取引先持株会	1,914	5.51
朝日生命保険相互会社	1,204	3.46
日本ゼトック株式会社	1,201	3.46
株式会社みずほ銀行	1,093	3.14
アクサ生命保険株式会社	789	2.27
新菱冷熱工業株式会社	750	2.16
計	19,819	57.10

(注) 持株比率は自己株式 (132,052株) を控除して計算しております。

3 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
- 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
- 該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	五 十 嵐 新	内部監査室、広報室、秘書室、お客様相談室担当
常 務 取 締 役	佐 藤 公 彦	ヘルスケア事業本部長
常 務 取 締 役	平 井 友 行	管理本部長、経営企画室長、サステナビリティ推進室長、総務部長、法務部長
取 締 役	谷 垣 全 彦	グローバル事業本部長、国際営業部長、営業企画部長
取 締 役	葛 西 洋 芳	医薬開発本部長、医薬開発部長、製品戦略部長
取 締 役	谷 口 誠	生産本部長、相模大井工場長
取締役（常勤監査等委員）	平 田 晴 久	
取締役（監査等委員）	恵 島 克 芳	株式会社日本ハウスホールディングス社外取締役
取締役（監査等委員）	桑 原 育 朗	桑原・池田法律事務所、東京都弁護士国民健康保険組合 監事（非常勤）
取締役（監査等委員）	樋 川 加 奈	樋川公認会計士事務所、独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 監事（非常勤）

- (注) 1. 取締役（監査等委員）恵島克芳氏、取締役（監査等委員）桑原育朗氏及び取締役（監査等委員）樋川加奈氏は、社外取締役であります。
2. 内部監査部門等との連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、平田

晴久氏を常勤の監査等委員として選定しております。

3. 当社と各監査等委員との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は100万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。
4. 当社は、役員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し負う責任及び当該責任追及を受けることにより生じることのある損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填の対象としないこととしております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）恵島克芳氏、取締役（監査等委員）桑原育朗氏及び取締役（監査等委員）樋川加奈氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役（監査等委員）樋川加奈氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において決議しており、基本方針を以下のとおり定めています。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与により構成する。

監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、職務内容を踏まえた基本報酬のみを支払うこととする。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職務内容、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の最終利益および各取締役の貢献度に応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

c. 非金銭報酬等に関する方針

該当事項はありません。

d. 報酬等の割合に関する方針

現時点では、取締役の報酬等の種類ごとの比率は設定しないこととする。

e. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき、代表取締役社長五十嵐新がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

f. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討をおこなっており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	78,480 (－)	78,480 (－)	－ (－)	－ (－)	6 (－)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	27,900 (15,900)	27,900 (15,900)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合 計 （うち社外取締役）	106,380 (15,900)	106,380 (15,900)	－ (－)	－ (－)	10 (3)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第122回定時株主総会において、年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。
当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、4名です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第122回定時株主総会において、年額36百万円以内と決議しております。
当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 恵島克芳氏は、株式会社日本ハウスホールディングスの社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・ 桑原育朗氏は、桑原・池田法律事務所 パートナー弁護士及び東京都弁護士国民健康保険組合 監事（非常勤）であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・ 樋川加奈氏は、樋川公認会計士事務所 所長、独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 監事（非常勤）及びベステラ株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に対する活動について

・ 取締役（監査等委員） 恵島克芳

当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席いたしました。

会社経営に携わった豊富な経験・知識を活かし、当社の経営全般に関して適宜指摘・助言を行っております。

なお、当事業年度において開催された監査等委員会13回のすべてに出席し監査結果についての意見交換等適宜、必要な発言を行っております。

また、指名報酬委員会委員長として、指名・報酬の決定プロセスに経営的視点で審議し、主導的役割を果たしております。

・ 取締役（監査等委員） 桑原育朗

当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席いたしました。

弁護士としての豊富な経験と専門知識を活かし、当社の経営全般に関して適宜指摘・助言を行っております。

なお、当事業年度において開催された監査等委員会13回すべてに出席し監査結果についての意見交換等適宜、必要な発言を行っております。

また、指名報酬委員会委員として、指名・報酬の決定プロセスに客観的視点で審議し、主導的役割を果たしております。

・ 取締役（監査等委員） 樋川加奈

就任後、当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席いたしました。

公認会計士としての豊富な経験と専門知識を活かし、当社の経営全般に関して適宜指摘・助言を行っております。

なお、就任後、当事業年度において開催された監査等委員会10回すべてに出席し監査

結果についての意見交換等適宜、必要な発言を行っております。

また、指名報酬委員会委員として、指名・報酬の決定プロセスに客観的視点で審議し、主導的役割を果たしております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 25,000千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 25,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 取締役が決定した会計監査人の報酬等の額について、監査等委員会が同意した理由は、会計監査人との監査契約の内容に照らして、監査計画の適切性、報酬単価の妥当性及び報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果、当該報酬等の額は相当であると判断したためであります。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会計監査人の会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において上記の体制について、次のとおり決議いたしました。

① 当社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が、すべての法律、行動規範及び当社定款を遵守し、高い倫理観をもって行動するために、わかもと製薬行動憲章を制定し、実践指針としてコンプライアンス・プログラム規程を定めて、全社的なコンプライアンス体制を構築する。また、相談・連絡制度を設け、内部通報体制を整備する。

相談・連絡制度は、通報した者が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがないことをその内容に含むものとする。

コンプライアンス担当役員を統括責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、組織横断的にコンプライアンスの推進、教育研修を行う。

内部監査部門として、社長直轄の内部監査室を置き、各業務部門における内部統制状況の監査を行う。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報を含む経営情報については、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、機密情報等取扱管理規程に則り適正な保存及び管理を行う。また、情報システムにおける情報管理は情報セキュリティポリシー基本方針に基づいて整備する。

取締役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業を取り巻くリスクに対応するため、リスク管理基本規程を定め、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク状況の監視及び軽減を行う。

各部門においては、業務執行上想定されるリスクについて、それぞれ社内規程・対応マニュアル等に基づきリスク対応の体制を整備する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会及び経営会議を定期的に行い、経営の執行方針、経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程等の社内規程を整備し、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築する。また、電子決裁システムの導入等により意思決定の迅速化を行う。

- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社においては、子会社が存在しないため該当事項はありません。

- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合には、当該取締役及び使用人を配置する。

当該取締役及び使用人を配置した場合には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保した体制とする。

当該取締役及び使用人は当社の就業規則等に従うが、当該取締役及び使用人の指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、異動・処遇（人事評価を含む）・懲戒等の人事事項については監査等委員会と事前協議のうえ実施するものとする。

- ⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見した時はその事実を報告する。なお、監査等委員会へ報告した者が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることがないようにする。

内部通報体制においては、監査等委員会も直接の窓口とする。

監査等委員会は職務遂行上必要と判断した事項に関し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して、報告及び資料の提出を求めることが出来る。

- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）と定期的に会合を持ち、経営方針の確認や監査上の重要事項について意見交換を行う。

監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査が実効的に行われているか意見交換を行う。

当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議された「内部統制基本方針」に基づき、当社の内部統制システムを整備運用しております。

また、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を開催し、取締役会に報告を行っております。

内部監査につきましては、内部監査規程に基づいて実施しております。

7 会社の支配に関する基本方針

現時点では定めておりません。

貸借対照表 (2025年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,908,257	流 動 負 債	2,034,774
現 金 及 び 預 金	2,954,759	支 払 手 形	64,663
売 掛 金	2,576,552	買 掛 金	904,581
商 品	735,079	短 期 借 入 金	100,000
製 品	1,228,566	未 払 金	290,413
原 材 料	791,320	未 払 費 用	460,876
仕 掛 品	294,315	未 払 法 人 税 等	44,997
前 払 費 用	91,512	預 り 金	15,625
前 渡 金	14,359	前 受 金	195
未 収 入 金	42,331	賞 与 引 当 金	118,528
未 収 還 付 法 人 税 等	7,665	そ の 他	34,892
そ の 他	171,795	固 定 負 債	1,357,582
固 定 資 産	6,094,451	退 職 給 付 引 当 金	988,717
有 形 固 定 資 産	3,313,368	長 期 預 り 金	171,350
建 構 物	2,285,201	繰 延 税 金 負 債	197,515
機 械 装 置	9,527	負 債 合 計	3,392,357
車 両 運 搬 具	610,342	純 資 産 の 部	
工 具 器 具 備 品	2,194	株 主 資 本	10,706,840
土 地	108,949	資 本 金	3,395,887
建 設 仮 勘 定	82,947	資 本 剰 余 金	2,675,826
無 形 固 定 資 産	214,205	資 本 準 備 金	2,675,826
ソ フ ト ウ エ ア	277,715	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	261,831	利 益 剰 余 金	4,671,624
そ の 他	12,204	利 益 準 備 金	476,536
投 資 そ の 他 の 資 産	3,680	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,195,087
投 資 有 価 証 券	2,503,368	別 途 積 立 金	3,953,000
保 険 積 立 金	1,847,919	繰 越 利 益 剰 余 金	242,087
長 期 前 払 費 用	291,529	自 己 株 式	△36,497
修 繕 積 立 金	47,481	評 価 ・ 換 算 差 額 等	903,511
そ の 他	132,720	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	903,511
貸 倒 引 当 金	215,121	純 資 産 合 計	11,610,351
	△31,403	負 債 及 び 純 資 産 合 計	15,002,709
資 産 合 計	15,002,709		

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

損益計算書 (2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,789,462
売 上 原 価	4,166,990
売 上 総 利 益	3,622,471
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,080,268
営 業 損 失	△457,796
営 業 外 収 益	64,406
受 取 利 息 ・ 配 当 金	49,733
雑 収 益	14,673
営 業 外 費 用	15,849
支 払 利 息	882
雑 損 失	14,966
経 常 損 失	△409,238
特 別 利 益	419,945
投 資 有 価 証 券 売 却 益	419,945
特 別 損 失	3,250
固 定 資 産 除 却 損	1,936
事 務 所 移 転 費 用	1,314
税 引 前 当 期 純 利 益	7,456
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	17,572
法 人 税 等 調 整 額	△74,557
当 期 純 利 益	64,440

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
						別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	3,395,887	2,675,826	0	2,675,826	476,536	3,953,000	281,767	4,711,303
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△104,120	△104,120
当 期 純 利 益							64,440	64,440
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	－	△39,679	△39,679
当 期 末 残 高	3,395,887	2,675,826	0	2,675,826	476,536	3,953,000	242,087	4,671,624

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△36,391	10,746,626	1,279,447	1,279,447	12,026,073
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△104,120			△104,120
当 期 純 利 益		64,440			64,440
自己株式の取得	△106	△106			△106
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△375,936	△375,936	△375,936
当 期 変 動 額 合 計	△106	△39,785	△375,936	△375,936	△415,721
当 期 末 残 高	△36,497	10,706,840	903,511	903,511	11,610,351

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

個別注記表

(1) 重要な会計方針に係る事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

製品、商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～50年

機械装置 8年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、見込利用期間（5年）によっております。

ハ. リース資産

定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づく当期負担額を計上しております。

ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により

按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社は、主に医薬品業界において医薬品の製造販売を主な事業とし、これらの製品及び商品の販売については引渡時点において顧客が製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから製品及び商品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から顧客への製品及び商品移転時までの期間が通常の期間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しており、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の事業者を支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

顧客に返金すると見込んでいる対価は、主として返金負債として計上しております。契約条件や過去の実績等に基づいて当該返金負債を見積もっております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

(固定資産の減損損失の認識の要否)

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

固定資産の収益性低下等により減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について検討を行った医薬事業の資産グループ（帳簿価額合計923,636千円）について、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

② 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、原則として報告セグメントを基準として資産のグルーピングを行っております。

固定資産の時価下落や収益性低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額または使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は製品の売上予測であり、特に将来の新製品の売上見込みについては、当該製品の総需要と市場のシェアから想定される販売数量などの見積り要素によ

て、算定結果が大きく変動するため、高い不確実性を伴っており、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 貸借対照表に関する注記

① 有形固定資産の減価償却累計額 15,195,856 千円

② 担保に供している資産

投資有価証券 1,558,231 千円

現在取引銀行 1 行と当座貸越契約 900,000 千円の借入枠を締結し、担保設定をしております。なお、当事業年度末において、当座貸越契約による借入れは実行されておられません。

③ 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額 2,562,127 千円

(4) 損益計算書に関する注記

① 一般管理費に含まれる研究開発費の総額 419,081 千円

② 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 7,606,869千円

③ 売上原価に含まれる棚卸資産評価損の額 53,399千円

(5) 株主資本等変動計算書に関する注記

① 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末の株式数(千株)
普通株式	34,838	－	－	34,838

② 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末の株式数(千株)
普通株式	131	0	－	132

(注) 増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

0千株

③ 剰余金の配当に関する事項

イ.配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	104,120	3.0円	2024年 3月31日	2024年 6月28日

ロ.基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	104,118	3.0円	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(6) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

イ. 繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	588,182千円
賞与引当金	36,293千円
未払事業税	8,400千円
退職給付引当金	311,613千円
その他	182,125千円
小計	1,126,615千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△517,677千円
評価性引当額	△470,074千円
評価性引当額小計	△987,752千円
繰延税金資産合計	138,862千円

ロ. 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△331,783千円
その他	△4,594千円
繰延税金負債合計	△336,377千円
繰延税金負債の純額	△197,515千円

(7) 金融商品に関する注記

1.金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理に係る規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。借入金の使途は運転資金（短期）及び設備投資資金等（長期）であります。

2.金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、売掛金、支払手形、買掛金、未払費用、短期借入金等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額9,447千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
投資有価証券	1,838,471	1,838,471	—
資産計	1,838,471	1,838,471	—
長期預り金	(171,350)	(173,766)	(2,416)
負債計	(171,350)	(173,766)	(2,416)

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

3.金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券	1,838,471	－	－	1,838,471

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期預り金	－	173,766	－	173,766

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

長期預り金

長期預り金の時価は、残存預り期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(8) 賃貸等不動産に関する注記

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸オフィスビル、賃貸商業施設及び賃貸住宅（土地を含む）を有しております。

② 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
587,089	3,254,466

(9) 収益認識に関する注記

① 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	医薬事業	ヘルスケア事業	グローバル事業	不動産賃貸業	計	
神経系及び感覚器官用薬	2,798,435	83,622	387,626	－	3,269,684	3,269,684
消化器官用薬	139,220	1,991,697	993,810	－	3,124,728	3,124,728
トイレタリー製品 健康食品等	179,007	269,785	104,501	－	553,294	553,294
その他	356,485	－	302,676	－	659,162	659,162
顧客との契約から生じる収益	3,473,148	2,345,105	1,788,614	－	7,606,869	7,606,869
その他の収益	－	－	－	182,592	182,592	182,592
外部顧客への売上高	3,473,148	2,345,105	1,788,614	182,592	7,789,462	7,789,462

② 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(1) 重要な会計方針に係る事項」 「④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

③ 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,802,519 千円	2,562,127 千円
契約負債	－ 千円	－ 千円

2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(10) 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	334円53銭
② 1株当たり当期純利益	1円85銭

(11) その他の注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

わかもと製薬株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 小 出 修 平
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 長 谷 川 卓 昭
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、わかもと製薬株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第130期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第130期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

わかもと製薬株式会社 監査等委員会

監査等委員	平	田	晴	久	印
監査等委員	恵	島	克	芳	印
監査等委員	桑	原	育	朗	印
監査等委員	樋	川	加	奈	印

(注) 監査等委員恵島克芳、桑原育朗及び樋川加奈は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

※開催場所は昨年と同じ会場ですが階が異なりますのでご注意ください。

【会場】 ベルサール八重洲（八重洲ファーストフィナンシャルビル）
3階 Room 1・2・3
東京都中央区八重洲1丁目3番7号



交通のご案内

東西線・銀座線・浅草線 「日本橋駅」 (A7 出口直結)

丸の内線・東西線・千代田線・半蔵門線・三田線 「大手町駅」 B10 出口徒歩2分

JR 線 「東京駅」 八重洲北口 徒歩4分

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

